

制定	平成	4年	10月	30日
改正	平成	7年	4月	1日
	平成	8年	4月	1日
	平成	9年	4月	1日
	平成	12年	5月	25日
	平成	13年	4月	2日
	平成	16年	4月	1日
	平成	17年	4月	1日
	平成	17年	10月	1日
	平成	19年	4月	1日
	平成	21年	4月	1日
	平成	22年	4月	1日
	平成	26年	4月	1日
	平成	27年	4月	1日
	令和	2年	4月	1日

新潟市大規模小売店舗等連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 市民の生活環境に影響を与える大規模小売店舗の新設等及び中規模小売店舗の新設等について、関係各課等が統一した考えのもとで対応するために、情報を交換し、意思の疎通を図ることを目的として新潟市大規模小売店舗等連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の定義はそれぞれ各号に定めるところによる。

(1) 大規模小売店舗の新設等

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条、第6条及び附則第5条に規定する届出を要する建物の新設及び届出の変更にかかるものをいう。

(2) 中規模小売店舗の新設等

一つの建物であって、その建物内の店舗面積（法第2条第1項に規定する店舗面積）の合計が500平方メートル超1000平方メートル以下となるものの新設及び床面積の変更並びに既存建物の用途変更をいう。

(届出)

第3条 中規模小売店舗の新設等を行おうとする者は、建築確認申請時又は開店予定日の3月前までに市長にその旨を届け出るものとする。

(組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる課等によって構成する。ただし、必要に応じ、その他の関係する課等を加えることができるものとする。

(所掌事務)

第5条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗の新設等及び中規模小売店舗の新設等にかかる情報の交換を行い、意思の疎通を図ること。
- (2) 大規模小売店舗の新設等について建物の設置者等から説明を受けること。
- (3) 法第8条第4項の規定に基づく意見に関すること。
- (4) 法第9条第1項の規定に基づく勧告に関すること。

(主管課との協議)

第6条 建物の設置者との協議は、別表第1に掲げる主管課において行うものとする。

2 主管課は、必要に応じて別表第2に掲げる構成課等で部会を組織し、次に掲げる事項について協議を協同で行うことができる。ただし、他の関係する課等を加えることを妨げない。

- (1) 交通部会
交通処理に関すること。
- (2) 環境部会
環境保全に関すること。

(報告)

第7条 経済部商業振興課は、前条の協議の結果について報告を求めることができる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、経済部商業振興課長が招集する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、経済部商業振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大規模小売店舗における小売業の事業活動に関する法律（昭和48年法律第109号）に基づく届出があったものについては、なお従前の例による。

(中規模小売店舗出店指導要綱の廃止)

- 3 新潟市中規模小売店舗出店指導要綱（昭和53年1月14日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1（第4条、第6条関係）

関係課等一覧表

市民生活課	防犯及び交通安全に関する事項
環境対策課	環境の保全に関する事項
廃棄物対策課	ごみの処理に関する事項
産業政策課	産業振興施策に関する事項
都市計画課	都市計画，駐車場，景観，屋外広告物及び開発行為の総括に関する事項
都市交通政策課	都市交通政策に関する事項
まちづくり推進課	土地区画整理事業及び市街地再開発事業との適合に関する事項
建築行政課	建築に関する事項
土木総務課	道路の管理に関する事項
道路計画課	道路の建設に関する事項
下水道事務所	下水道施設及び都市排水の建設，並びに下水道排水設備及び料金に関する事項
下水道管理センター	下水道施設及び都市排水の維持管理に関する事項
教育委員会地域教育推進課	青少年の健全育成に関する事項
消防局予防課	防火管理及び消防用設備等に関する事項
区役所（該当地区）	地域づくりに関する事項
県警察本部交通規制課	交通安全対策の企画に関する事項
県警察本部生活安全企画課	防犯対策に関する事項
商業振興課	法の運用及び協議会の庶務，総括に関する事項

別表第2（第6条関係）

交通部会

都市計画課

都市交通政策課

まちづくり推進課

土木総務課

道路計画課

土木事務所

区役所（該当地区）

県警察本部交通規制課

商業振興課

環境部会

環境対策課

廃棄物対策課

商業振興課